

**鳥取県告示第 467 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成 19 年 5 月 31 日から平成 20 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市及び岩美郡岩美町